

令和7年度 八潮市住宅用太陽光発電システム等 設置費補助金のご案内

八潮市では、再生可能エネルギーの利用促進を図り、地球温暖化対策を推進するため、対象設備の設置に対し、補助金を交付します。

◆申請期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月23日（月）まで

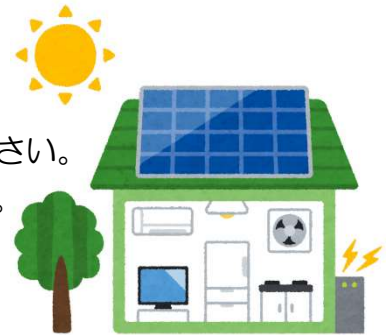
※ 申し込み先着順。予算額（住宅用、事業者用合わせて570万円）に達し次第終了します。

※ 設置工事完了後の申請です。

◆申請方法

環境リサイクル課（本庁舎3階）**窓口へ直接提出**してください。

※ 業者の方が提出する場合は、委任状をご提出ください。



◆補助金の額 ※併用可能

太陽光発電システム（1kW 以上 10kW 未満）	3万円
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	1万円
自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	1万円
蓄電池システム	5万円
電気自動車等充給電設備（V2H）	5万円
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリット給湯器）	1万円

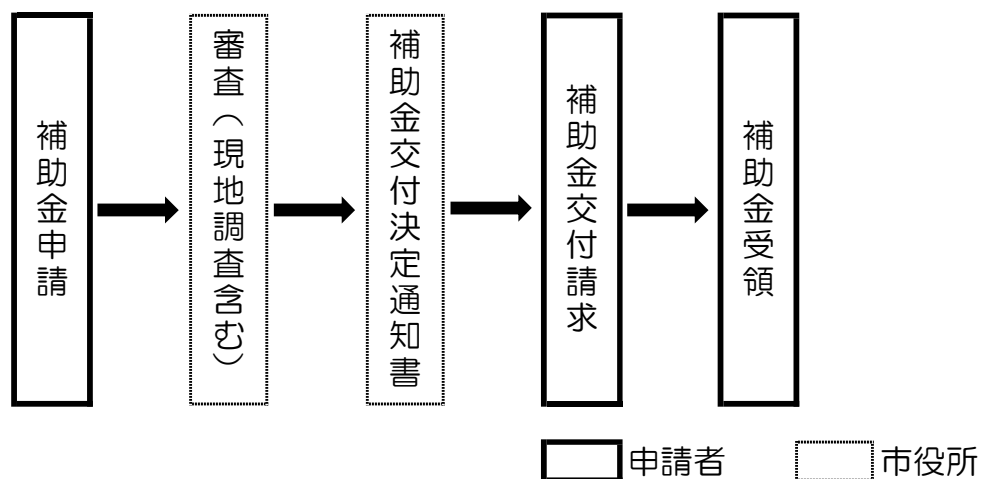
◆補助対象者（次の条件をすべて満たす方が対象）

- ① 太陽光発電システムを設置した場合にあっては、**令和6年4月1日から令和8年3月20日までに電気事業者と特定契約を締結**した方
- ② 太陽光発電システム以外の補助対象設備においては、**令和6年4月1日から令和8年3月20日までに購入かつ設置**した方
- ③ 八潮市民である方
- ④ 市税を滞納していない方
- ⑤ 自らが居住する住宅に補助対象設備を設置した方
（併用住宅の場合は、居住用部分の床面積が総床面積の1/2以上を占めている場合に限りま
す。）
- ⑥ この要綱による補助金の交付を**同一の対象設備において受けたことがないこと**

◆申請時に必要な添付書類

- ① 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ② 補助対象設備の設置場所の案内図（地図等）
- ③ 補助対象設備の設置工事請負契約書の写し
- ④ 補助対象設備の設置に係る図面（太陽光については、太陽電池モジュールの配列を示す図面）
- ⑤ 補助対象設備の仕様・規格等が判別できる書類（仕様書・カタログ等）
- ⑥ 補助対象設備の設置工事に要した費用の領収書及び明細書（参考様式 1 でも可）の写し
- ⑦ 補助対象設備の設置完了後の現況写真
- ⑧ 太陽光発電システムを設置した場合にあっては、電気事業者と特定契約を締結したことを証明する書類
- ⑨ 市税（国民健康保険税を含む。）の完納証明書（居住者全員のもの、発行後 1 箇月以内のもの）
- ⑩ 住民票の写し（世帯全員のもの、発行後 3 箇月以内のもの）
- ⑪ 補助対象設備が未使用品であることを証明できる書類（保証書の写しまたは参考様式 2、太陽電池モジュールの製造番号及び出力対比表は不可）
- ⑫ その他市長が必要と認める書類

◆手続きの流れ



※必要に応じて、発電量・買電量の報告を求められることがありますので、ご協力をお願いします。

詳しくは、市ホームページ及び要綱をご覧ください。

申請書の提出・問い合わせ先

八潮市 生活安全部 環境リサイクル課
電話 048-996-2111（内線 338）

